清瀬市新規出店支援事業費補助金のご案内

　新規出店しやすい環境を整え、市内新規出店を促進し、街の賑わい創出に寄与することを目的に新規出店のために必要な店舗の改装工事の費用を一部補助します。

■受付期間　令和７年７月１日（火）から令和８年２月２７日（金）必着

　　　　　　※予算の上限に達した場合は、途中で終了する可能性がございます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金名 | 補助限度額 | 交付対象経費 |
| 新規出店支援事業費補助金 | （１）新規創業者による新規出店補助率3分の2、限度額は50万円（２）既存事業者による新規出店補助率2分の1、限度額は50万円 | 交付申請後に着工し、令和8年2月27日までに飲食店および小売業が商店会地区内に新規出店するために主たる部分について市内事業者により施工する改装工事費の一部 |

■補助対象者

（１）中小企業基本法第2条又は中小企業信用保険法に基づく中小企業者であること

（２）中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）でないこと。

（３）市内に主たる事業所を置く個人又は市内に事業所を有する法人であって、下記のいずれかに該当する者。

・市内に店舗等物件を所有している者。

・市内で賃借にて店舗等を営む者。

・実績報告日までの間に市内で店舗等を開業する者。

（４）市内において不特定多数の人に対して行うまたは行う予定である次のいずれかの店舗

・市内で、直接飲食物の提供等を行う店舗

・市内で、直接物品の販売を行う店舗

（５）商店会が組織されている地域に所在する店舗等であって、当該地域の商店会に実績報告日の時点で加入していること。

（６）対象物件の所有者、又は所有者の三親等以内の親族、又は所有者の同一世帯に属し生計を一にするものに対する支払いでないこと。

（７）関係する法令等に違反していないこと。

（８）３年以上事業を継続する見込みがあること。

（３年以内に事業を継続する意思がなくなった場合は、補助金の返還に応じること。）

■対象要件等

（１）新規出店のために必要な店舗の改装工事であると清瀬商工会が認めるもの。

（２）市内建設事業者（住宅又は店舗等の改修又は改装を業とする事業者で、市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人）が、工事の主たる部分の施工を行うもの。

（３）当該店舗の床面積が1,000平方メートル以下であること。

（４）当該工事に要する費用が10万円（税別）以上であること。

（５）当該工事が令和8年2月27日までに完了するものであること。

（６）事業実施後、３年以上事業を継続する意思があること。

■補助の取消し

清瀬商工会は、補助事業者が次のいずれかに該当するとき、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に補助金を支払い済の場合は返還を求めます。

　①偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、②補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき、③店舗の改修等を実施しないとき、④事業の施工方法が不適当であるとき、⑤補助金を他の用途に使用したとき。

■申請書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人 | 個人 | 書類の名称 |
| 〇 | 〇 | 清瀬市新規出店支援事業費補助金交付申請書（様式１） |
| 〇 | 〇 | 清瀬市新規出店支援事業費補助金交付申請に係る宣誓・同意書（様式２） |
| 〇 | 〇 | 市内商店街に加入していることがわかる書類 |
| 〇 |  | 法人の登記事項証明書（これから創業する場合は創業後に提出） |
|  | 〇 | 個人事業の開業届（これから創業する場合は創業後に提出） |
| 〇 | 〇 | 【店舗所有確認書類】自己所有：固定資産税納税通知書など自己所有が確認できる書類賃貸：賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書 |
| 〇 | 〇 | 対象物件の位置図および平面図 |
| 〇 | 〇 | 工事前の店舗内および外観の写真 |
| 〇 | 〇 | 工事に係る見積書の写し |

■申込み・お問合せ先　　清瀬商工会　　清瀬市元町1-2-11　アミュービル5F　電話042-491-6648

お問合せ先　　清瀬商工会　　清瀬市元町1-2-11　アミュービル5F　電話042-491-6648